

名鉄スイミングスクール規約

(名称)

第1条 本スクールは、名鉄スイミングスクール（以下「スクール」といいます。）と称します。

(目的)

第2条 スクールは、原則として専任コーチによる一貫した水泳指導を行い、水泳に対する正しい理解と関心を深め、併せて健全な心身の育成とスポーツの振興を図ることを目的とします。

(スクールの所在地)

第3条 スクールの所在地は以下のとおりです。

名鉄スイミングスクール岩倉	〒482-0005	岩倉市下本町1-1
名鉄スイミングスクール刈谷	〒448-0841	刈谷市南桜町1-2
名鉄スイミングスクール半田	〒475-0902	半田市宮路町517
名鉄スイミングスクール春日井	〒486-0927	春日井市柏井町4-17 イオン春日井ショッピングセンター4階

(入会手続)

第4条 スクール入会希望者は、スクールが定める入会届を提出するものとします。

- 2 スクール入会希望者は、本規約を確認し、かつスクールの主旨に賛同するものとします。
- 3 未成年者は前二項のほか、入会について保護者の同意が必要です。

(会員証の交付)

第5条 スクールは、前条に定める手続が完了した者（以下「会員」といいます。）に会員証を交付します。

- 2 会員証は、退会時にスクールに返還するものとします。

(有効期間)

第6条 会員の有効期間は、レッスン開始日より1年間とします。

(事務手数料)

第7条 第4条に定める入会手続き時にスクールが定める入会金及び事務手数料が必要です。2年目以降継続して会員となることを希望する場合は、有効期限満了月の月末日までに翌年度分の事務手数料を納入します。

- 2 継続10年目以上の会員及び同一家族で3人目以降の会員は、前項に定める事務手数料を免除します。

(月会費)

第8条 会員は、スクールが定める月会費を納入します。

(休会)

第9条 レッスンを月単位で休む場合は、原則として該当月の10日までに休会届をスクールに提出するものとします。

(退会)

第10条 退会を希望する会員は、原則として退会する月（レッスンする最後の月）の最終営業日までに退会届をスクールに提出するものとします。

(会費等の不返還)

第11条 スクールに納入した入会金、事務手数料及び月会費（以下「会費等」といいます。）は、クラス変更等の返還すべき場合を除き、理由の如何を問わず一切返還しません。

2 会費等を返還する場合は、その期限は別に定めます。

(指導方法)

第12条 スクールは、クラス別に定める指導要綱及び細目に基づき、原則として専任コーチが責任を持って指導します。

水泳指導業務委託先：株式会社ニスポ

(レッスン日)

第13条 会員は、クラス別に定めた曜日・時間にレッスンを受けるものとします。

(会員資格・権利の譲渡禁止)

第14条 スクールの会員資格及び権利は他人に譲渡できません。

(規律の遵守)

第15条 会員は、レッスンを受けるにあたり、以下の事項を遵守しなければなりません。

(1) 会員は、本規約及びスクールが定める運営管理に関する事項を遵守しなければなりません。

(2) 会員は、スクールの秩序を守り、スクールの目的に沿うよう努めなければなりません。

(水着等の指定)

第16条 会員は、スクールの指定する水着、帽子及びバックを使用しなければならないものとします。ただし、大人会員及び春日井校の水着の指定はありません。

(除名)

第17条 会員が、第15条の定めに関し、また会員としてふさわしくない行為をした場合は除名することがあります。

2 除名された場合は、スクールに納入した会費等は一切返還しません。

(レッスンの休止)

第18条 やむを得ない事由によりレッスンを休止する場合は、すみやかに会員に通知するものとします。

(管理の責任)

第19条 スクール内で発生した人的物的事故及び盗難については、スクールの設備及び管理に起因する場合を除き、損害賠償の責任を負いません。

(スクールの廃止、利用制限)

第20条 天災、法令の制定改廃、行政指導、社会・経済状態の著しい変化等やむを得ない事由が発生した場合は、スクールの一部もしくは全部を廃止または利用を制限することがあります。

2 前項の場合は、やむを得ない事由を除き3ヵ月前に全会員に予告するものとします。

(個人情報の取扱い)

第21条 会員の個人情報は、株式会社名鉄インプレスの「プライバシーポリシー」(以下「本ポリシー」といいます。<https://www.meitetsu-impress.co.jp/privacy.html>)に従って取り扱うものとします。なお、スクールは会員の個人情報を以下の目的に利用します。

- (1) スクールのサービス提供に必要な業務
- (2) スクールのサービス充実及び円滑な運営
- (3) 本ポリシーに定める目的

(会費等の変更)

第22条 スクールは、会費等の変更ができるものとし、事前に会員に予告するものとします。

(本規約の変更)

第23条 本規約に定めない事項及び本規約の変更等は、スクールがこれを決定し、事前に会員に予告するものとします。